

富士宮市 防災都市づくり計画

【概要版】

富士宮市防災都市づくり計画 概要版

【目次】

1. 防災都市づくり計画について…………… 1
2. 防災都市づくりの基本方針…………… 2
3. 防災都市づくりの推進方策及び進捗管理…………… 3

「防災都市づくりの取組内容（地域ごとの取組）」は別紙をご確認ください。

令和7年3月
富士宮市

1. 防災都市づくり計画について

【計画の策定趣旨】

わが国では、これまでも地理的及び自然的な特性ゆえに、多くの自然災害による被害を受けており、規模の大きな災害であるほど、多くの尊い人命が奪われ、かつ、莫大な経済的・社会的及び文化的損失を被り続けてきました。

近年では、令和6年能登半島地震をはじめ、毎年のように全国各地で地震災害、水害、土砂災害などが頻発しており、令和4年の台風15号では特に静岡県内で河川氾濫などによる浸水被害や土砂災害による被害などが生じています。

さらに、今後も南海トラフ地震などの巨大地震の発生や、気候変動に伴う台風の大型化や短時間豪雨の発生頻度の増加など、これまでに経験したことのない大規模災害の発生も懸念されることから、防災・減災の取組の重要性はますます高まっています。

このような背景を踏まえ、本市では、自然災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる災害に強い都市を目指して、多様な災害に対応した「防災・減災を明確に意識した都市づくり」を推進するため、「富士宮市防災都市づくり計画」を策定しました。

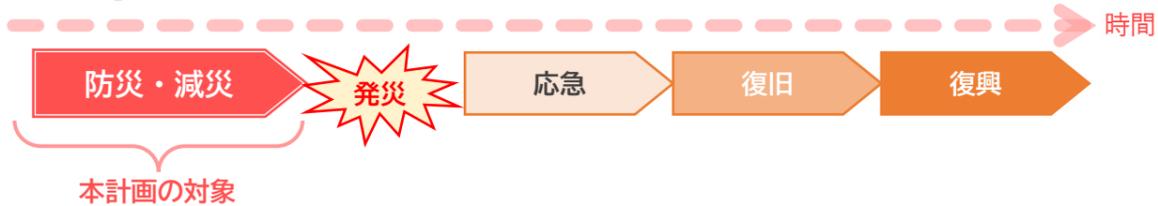
【計画の位置づけ】

本計画の策定によって、「国土強靱化地域計画」及び「地域防災計画」と、長期的な都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」をつなぐ、施策の体系的な推進や進行管理が可能となります。



【計画の範囲及び対象】

本計画の範囲は、市街化区域と市街化調整区域を合わせた都市計画区域とし、また、計画の対象は、「防災・減災」に係る対策とします。



【対象とする災害】

本計画において対象とする災害は、本市の地形特性や災害履歴などを踏まえて、地震災害、水害、土砂災害とします。

なお、火山災害については、想定される被害が中心市街地まで及び、その規模が非常に大きくなる可能性があり、広域的な避難計画に基づく対応となるため、防災・減災の計画からは対象外とします。

2. 防災都市づくりの基本方針

自然災害による被害を最小限に抑えるためには、本市の地域特性及び災害リスクを踏まえた防災・減災対策を、ハード対策とソフト対策を同時並行的に進めることが重要となります。

都市としての防災機能を高めるため、大規模地震時などにおける救急・輸送・避難などの役割を担う骨格的な道路・橋梁のネットワークの形成、建物倒壊・延焼などのおそれがある市街地などの対策を進めます。また、台風や集中豪雨による河川氾濫や浸水被害などを防ぐ水害対策や急傾斜地の崩壊などを防ぐ土砂災害対策のほか、災害時に重要な役割を担う防災拠点施設やインフラ機能の充実を図り、災害に負けない強靱な都市づくりを推進します。

また、地域住民の被害を軽減するためには、国や県、市が行う公助と合わせて、市民による自助及び共助の取組が重要となります。市では住宅などの耐震化や避難施設の機能充実など、身近なまちで安全・安心に過ごせる環境づくりを進めるとともに、必要な情報提供や支援を通じて地域防災力の強化を図り、住民との連携・協働により命と暮らしを守る地域づくりに取り組みます。

【基本方針と主な取組】

基本方針 1

災害に負けない強靱な都市づくり

①地震災害に強い都市づくり

いつ発生するかわからない大規模地震に備えて、本市の都市防災性を高める幹線道路などの整備とともに、建物倒壊や延焼のおそれがある市街地などの改善に取り組みます。

②水害・土砂災害に強い都市づくり

気候変動の影響などによる大型台風の来襲や集中豪雨による被害の頻発化が懸念されるなか、本市においても水害や土砂災害による被害を未然に防ぐための対策に取り組みます。

③防災拠点・インフラなどの整備・充実

災害時の拠点となる公共施設については、建替えや長寿命化など災害に強い施設として強化を図るとともに、災害直後の生活復旧に支障をきたさないよう、ライフラインの機能強化や復旧対応力の向上に取り組みます。

①地震災害に強い都市づくり

いつ発生するかわからない大規模地震に備えて、本市の都市防災性を高める幹線道路などの整備とともに、建物倒壊や延焼のおそれがある市街地などの改善に取り組みます。

②水害・土砂災害に強い都市づくり

気候変動の影響などによる大型台風の来襲や集中豪雨による被害の頻発化が懸念されるなか、本市においても水害や土砂災害による被害を未然に防ぐための対策に取り組みます。

③防災拠点・インフラなどの整備・充実

災害時の拠点となる公共施設については、建替えや長寿命化など災害に強い施設として強化を図るとともに、災害直後の生活復旧に支障をきたさないよう、ライフラインの機能強化や復旧対応力の向上に取り組みます。

基本方針 2

市民との協働により命と暮らしを守る地域づくり

①身近なまちで安全・安心に過ごせる環境づくり

身近な地域の防災性を高めるため、住宅などの建築物の耐震化を促進するとともに、安心して避難できるよう、避難路の整備や安全確保、避難所における備蓄物資や資機材の充実などによる滞在環境の向上に取り組みます。

②地域防災力の強化

災害対応は、市民一人一人が主体的に取り組む「自助」の活動、そして、自主防災組織を中心に地域住民などが協力して取り組む「共助」の活動が基本となります。「自助」については、防災意識の向上や備蓄の徹底を図ることなどが重要であり、また、「共助」については、災害時の活動体制の充実を図ることなどが求められます。

①身近なまちで安全・安心に過ごせる環境づくり

身近な地域の防災性を高めるため、住宅などの建築物の耐震化を促進するとともに、安心して避難できるよう、避難路の整備や安全確保、避難所における備蓄物資や資機材の充実などによる滞在環境の向上に取り組みます。

②地域防災力の強化

災害対応は、市民一人一人が主体的に取り組む「自助」の活動、そして、自主防災組織を中心に地域住民などが協力して取り組む「共助」の活動が基本となります。「自助」については、防災意識の向上や備蓄の徹底を図ることなどが重要であり、また、「共助」については、災害時の活動体制の充実を図ることなどが求められます。

3. 防災都市づくりの推進方策及び進捗管理

【基本的な役割】

防災都市づくりの推進方策はハード及びソフトの両面から推進することが重要です。特にソフトの対策については、市民や事業者が積極的に参加し、活動を展開していくことが求められており、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して取り組むことが重要となります。

<市民の役割>



市民は、災害に対して一人一人が関心を持ち、自らを守るための「自助」活動を行うとともに、自主防災組織や消防団などと連携して取り組む「共助」活動に参加し、地域の防災力を支える役割が求められます。

<事業者の役割>



事業者は、事業活動や経済活動を通じて、地域社会を構成する一員としての貢献が期待されていることから、市民や行政と連携しながら、地域の防災活動に参加し、活動を行う役割を担います。

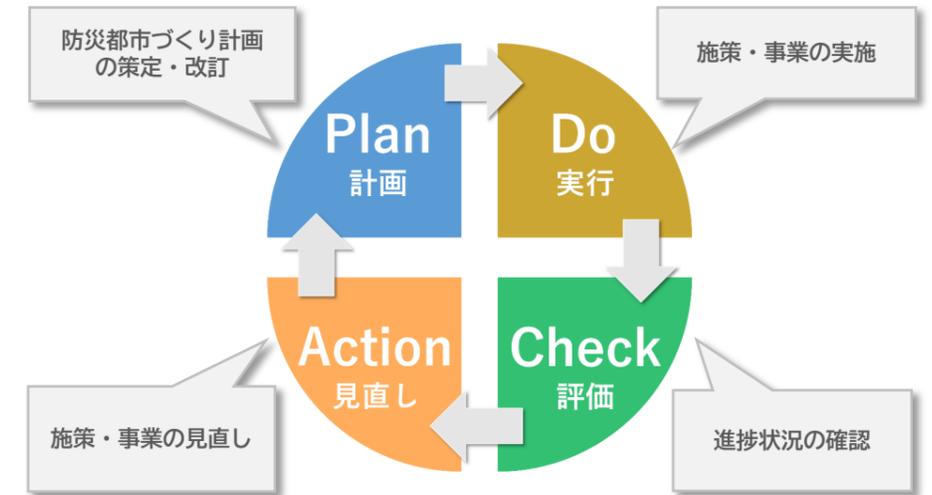
<行政の役割>



行政は、本計画に基づく施策を実施し、防災都市づくりを着実に実施する役割を担います。そのため、施策の推進に際して市民や事業者と協力を求めるとともに、市民・事業者が主体となる取組についての情報提供や活動支援などを行います。

【進捗管理】

本計画は、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）というマネジメントサイクルにより、進捗管理を行います。

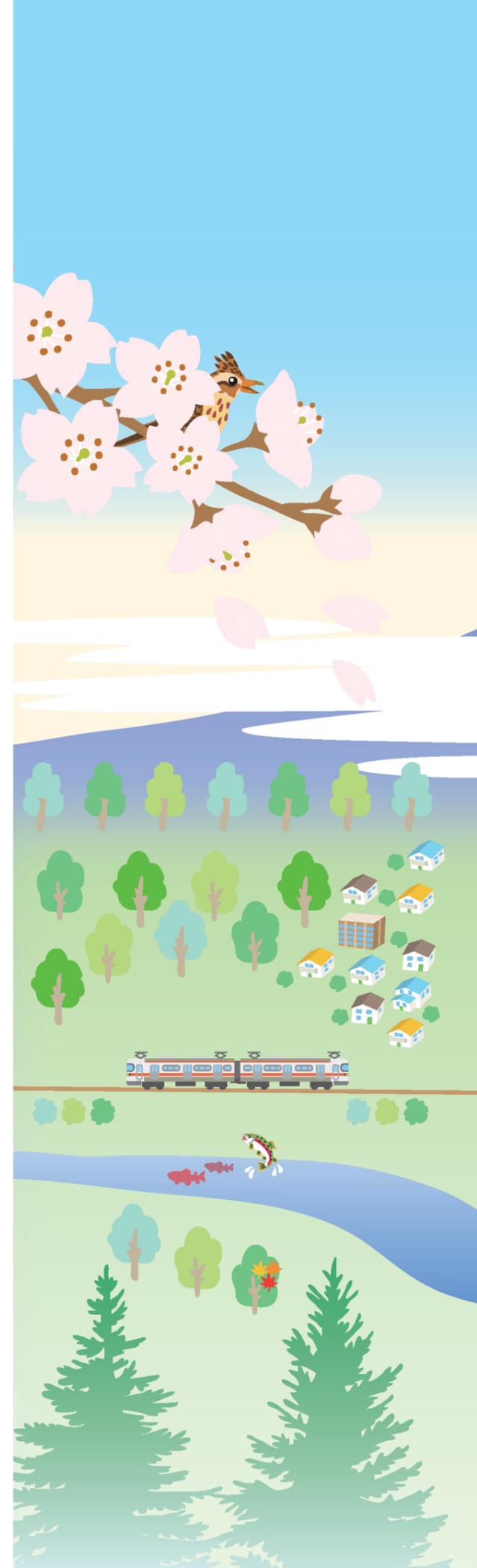


【役割分担のイメージ】

基本方針に基づく主な施策ごとに、取組主体をイメージできるように下表に整理しました。ハード整備などの取組は行政が中心となって実施し、ソフト対策など市民・事業者が実施する取組については、行政は情報提供や活動支援などを行います。

基本方針	主な施策	取組主体			
		市民	事業者	行政	
1. 災害に負けない強靱な都市づくり	①地震災害に強い都市づくり	緊急輸送路・避難路による道路ネットワークの構築			
		・緊急輸送路の整備			●
		・緊急輸送路の沿道建築物の耐震性向上	●	●	○
		・橋梁等の耐震性向上			●
		・無電柱化		●	●
		・狭あい道路の拡幅整備	●	●	○
		・各人の避難計画の検討	●	●	○
		災害危険性が高い市街地や集落などの防災性の向上			
		・建築物の不燃化・耐震化	●	●	○
		・空き家の除却	●	●	○
	・建物密集地におけるオープンスペースの確保			●	
	・避難しやすい環境整備			●	
	②水害・土砂災害に強い都市づくり	水害対策			
		・各人の避難計画の検討	●	●	○
		・浸水前等の早い段階での避難	●	●	○
		・治水対策			●
		・雨水流出抑制対策	●	●	●
	土砂災害対策				
・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備			●		
・住宅移転の検討	●		●		
・各人の避難計画の検討	●	●	○		
・風雨が強まる前等の早い段階での避難	●	●	○		
③防災拠点・インフラなどの整備・充実	防災拠点施設の整備、機能強化				
	・施設の耐震化・防災機能強化			●	
	水・エネルギー・情報インフラの強靱化				
	・水道施設の耐震化			●	
	・断水地域等の応急給水活動			●	
・電気・ガス事業者との連携体制の構築		●	●		
・災害時の情報伝達手段の確保			●		

基本方針	主な施策	取組主体			
		市民	事業者	行政	
2. 市民との協働により命と暮らしを守る地域づくり	①身近なまちで安全・安心に過ごせる環境づくり	住宅など建築物の耐震化			
		・住宅の耐震化	●	●	○
		・不特定多数が利用する建築物の耐震化	●	●	○
		避難路の整備・確保			
		・道路の整備・維持補修			●
		・舗装や橋梁の長寿命化			●
		避難施設の機能充実			
		・備蓄物資の確保			●
		・非常用電源、発電・蓄電設備の導入			●
		・衛生環境整備や健康管理などの快適性の向上			●
	②地域防災力の強化	防災意識の向上			
		・防災意識・早期避難意識の向上	●	●	○
		家庭内・事業所内、地域の備蓄の促進			
		・飲料水・食料などの適切な備蓄	●	●	○
		自主防災組織の活性化及び訓練の実施			
		・組織化	●	●	○
		・防災訓練の実施	●	●	○
		・資機材の提供			●
要配慮者の避難支援					
・在宅の避難行動要支援者の個別避難計画の作成	●		○		
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成		●	○		
複合災害を予測した取組					
・複数災害を想定した避難や備蓄などの備え	●	●	●		



富士宮市さくらちゃん

富士宮市 | 〒418-8601
静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
電話：(0544)22-1166